

たるみず応援宣言!!



子育て転入世帯

150
万円



転入世帯

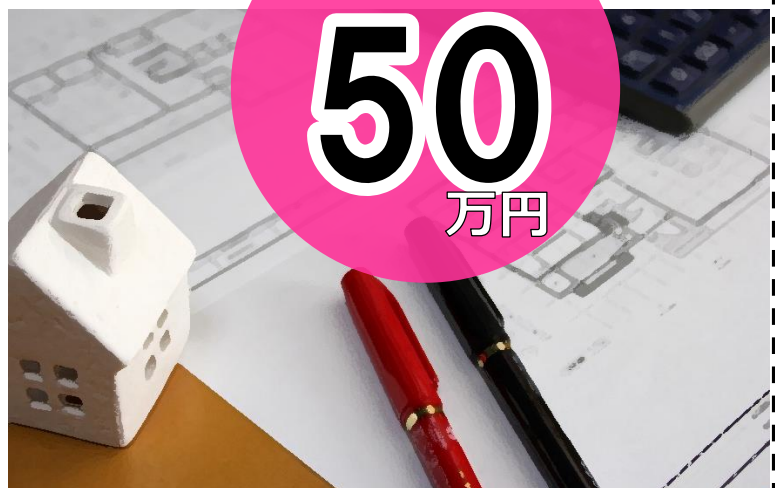
100
万円

住宅取得費 助成金交付事業



子育て世帯

50
万円



垂水市住宅取得費 助成金交付事業



1. 事業趣旨

垂水市内における**子育て世帯**又は**転入者**で、自ら居住するために、市内に住宅を建設・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成します。

<転入者の定義>

転入する日から起算して過去1年間本市に居住の実態がない者で、本市に転入してから2年以内の者

(取得した住宅に居住する世帯員全員が該当する場合に限る)

※転入前の住居取得も対象となりますが、住宅取得から1年以内に申請してください。

2. 助成要件 次の①～④のすべての要件を満たす者

- ① 市内で自らが居住するために一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた者
- ② 住宅取得から1年を経過していない者
- ③ 市税の滞納がない者(世帯員全員)
- ④ 過去に本助成金の交付を受けていない者

3. 助成額

- ① 子育て転入世帯 ㊦ 150万円
 - ② 転入世帯 ㊦ 100万円
 - ③ 子育て世帯 ㊦ 50万円
- ※ ①・②の場合は助成額のうち10万円を市内商品券で助成

子育て世帯とは、申請書を提出する時点において、世帯内に中学生以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯といたします。

4 申請の流れ

1. 交付の申請／申請者

住宅取得(登記)から1年以内に次の書類を提出

- ①住宅取得費助成金交付申請書(第1号様式)
- ②住宅の位置図及び各階平面図
- ③住宅の登記事項証明書
- ④世帯全員の住民票
- ⑤世帯員のうち納税義務のある方全員の市税納税証明書
- ⑥工事請負契約書又は売買契約書等の写し

2. 交付決定または不交付決定／垂水市

受付後、交付申請の書類審査と必要に応じた現地調査等を行います。交付を決定した場合は、助成金交付決定通知書兼額決定通知書(第2号様式)を市役所から申請者あてに送付します。

※審査の結果、助成金を交付しないことを決定した場合は、その理由を添えて、助成金不交付決定通知書(第3号様式)を通知いたします。

3. 助成金の請求／申請者

交付決定の日から30日以内に助成金交付請求書(第4号様式)をご提出ください。

4. 助成金の交付／垂水市

申請者(交付決定者)からの申請に基づき、助成金を支払います。

